

令和5年5月8日

保護者様

白岡市教育委員会
教育長 横松 伸二
白岡市立篠津中学校
校長 増田 陽一

5類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症の対応について

平素より本市の教育活動に御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、本日から感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、白岡市立各小・中学校では新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおり対応を変更してまいります。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りたくお知らせいたします。

記

1 基本的感染防止対策について

(1) マスクの着用等について

ア 児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とし、着用は個人、保護者の判断とします。ただし、マスクの着用が推奨される場面での教育活動については、マスクの着用を推奨することもあります。

イ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

2 健康観察について

毎日の健康観察票の提出はありませんが、お子さんの健康状態は継続的に把握し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校しないよう、お願いします。

また、お子様が陽性者となった際には、学校への報告をお願いします。

なお、発熱や咽頭痛、咳等での欠席は、他の疾患と同様に、原則として欠席扱いとなります。

3 体調不良時の対応について

(1) 陽性者

ア【有症状者の場合】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止。

イ【無症状者の場合】

陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日を経過するまで出席停止。ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間とする。

(2) 体調不良者

新型コロナ感染の恐れがあり、医師等から登校を控えるよう指示された場合、必要な期間、出席停止。

4 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

濃厚接触者としての特定は行われなかったことにより、同居している家族が陽性となった場合や陽性者と感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、出席停止の対象とはなりません。

そのため、兄弟姉妹が体調不良であっても、休ませる必要はありません。

5 部活動の対応について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行いません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。